

板橋区「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」等に基づく
設置等の協議及び報告等に関する内容を定める要綱

(令和4年10月1日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年東京都条例第81号。以下「都条例」という。)、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和元年東京都規則第110号。以下「都規則」という。)及び東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領(令和2年3月24日31福保生保第1684号。以下「都要領」という。)に基づき、無料低額宿泊所を板橋区内で設置又は管理運営する事業者(以下「事業者」という。)が、宿泊所を開設しようとする区域を管轄する福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)と行う設置等の協議及び報告等に関し、必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 事業者は、都要領第2章第2項第3号を踏まえ、東京都への事前相談後、速やかに福祉事務所長と地域需要を踏まえた設置の必要性、利用方法、近隣住民への説明方法等について、事前協議申入書(別記第1号様式)を提出し、協議することとする。

2 事前協議申入書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は団体の概要が示されているもの
- (2) 事業計画書(都要領別紙様式3)
- (3) 宿泊所入所規程及び入所契約書様式
- (4) 建物の案内図
- (5) その他福祉事務所長が必要と認めるもの

3 当該協議結果に係る記録については、事業者が協議結果等記録書(別記第2号様式)により記録し、福祉事務所長に提出すること。

(近隣住民説明の報告)

第3条 事業者は、近隣関係住民に対し説明を行ったときは、東京都知事に提出した「近隣住民等説明報告書(都要領別紙様式8)」の写しを福祉事務所長に提出すること。

(事業の届出の報告)

第4条 事業者は、都要領第2章第3項各号に掲げる書類を東京都知事に提出した場合、その内容について福祉事務所長に対し速やかに報告をするとともに東京都知事に提出した書類の写しを提出することとする。

(事故等発生時の報告)

第5条 無料低額宿泊所の施設内で事故等が発生した場合、速やかに都条例及び都規則に定める手続きを取ると共に、福祉事務所長にも連絡を行い、事故等の当事者が生活保護受給者である場合は、必要な措置を講じることとする。

2 事故等の状況や事故に際して採った措置については、事業者は記録を作成し書面により福祉事務所長に報告しなければならない。

(協議等文書の保管)

第6条 福祉事務所長は、事業者から提出された文書を適切に保管することとする。

(各福祉事務所長の協力)

第7条 区内各福祉事務所長は、地域需要の把握等、事業者との協議等に当たっては、相互に協力して対応することとする。

付則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、「板橋区内における宿泊所設置等の調整に関する要綱」は廃止する。

事前協議申入書

年 月 日

(宛先) 福祉事務所長

(事業者)所在地

団体名

代表者氏名

要綱第2条の規定により、下記の設置計画について、事前協議を申し入れます。

記

1 事業の種類及び名称等

種 類	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）
宿 泊 所 の 名 称	
宿 泊 所 所 在 地	板橋区
連 絡 先	Tel :
	E-mail :
利 用 定 員	名
事 業 開 始 予 定 日	年 月 日
配 置 職 員 数	
建物の種類及び規模	
建 築 年 月 日	年 月竣工

申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 定款又は団体の概要が示されているもの
- (2) 事業計画書
- (3) 宿泊所入所規程及び入所契約書様式
- (4) 建物の案内図
- (5) その他福祉事務所長が必要と認める書類

